

# 大分県報

令和五年  
第四六〇号  
十一月十日

（火曜日）

## 目次

### 告示

### 公告

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一
- 土地改良区の役員の就退任……………二
- 開発行為の完了……………三
- 競争入札参加者の資格に関する公示（四件）……………三
- 一般競争入札の実施（四件）……………八

## ○告示

### 大分県告示第四百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和五年十一月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

川	上筒口	指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
川	由布市 挾間町	土砂災害警戒区域及び土砂	土石流	別図のとおり	別図のとおり	略し、「別図」は、省		

令和五年十一月十日

大分県報（告示）

山王川	宇曾谷川	七蔵司川	時松川	池ノ上川③	下櫛木川②	櫛木川⑤	櫛木川④	筒口及び小野	災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	
由布市 挾間町 鬼崎	由布市 挾間町 高崎	由布市 挾間町 七蔵司 及び 鉢	由布市 挾間町 時松	由布市 挾間町 鬼瀬 及び 庄内 町 櫛木	由布市 庄内町 櫛木 及び 挾間 町 篠原	由布市 庄内町 櫛木	由布市 庄内町 櫛木	由布市 庄内町 櫛木	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

務所に備え置いて縦覧に供する。）

山田川 ④	福万川 ③	津江川 ④	湯の坪 川②	東の山 ⑦	東の山 ⑧	鬼瀬⑧	鬼瀬⑨	篠原⑧	塚原①
由布市 挾間町	由布市 湯布院 町川西	由布市 湯布院 町川上	由布市 湯布院 町川上	由布市 挾間町	由布市 挾間町	由布市 挾間町	由布市 挾間町	由布市 挾間町	由布市 湯布院 町塚原
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり		別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>○公 告</p>									
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大井手堰 土地改良区（中津市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出 があった。</p> <p>令和五年十一月十日</p> <p style="text-align: right;">大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p>									
役 名		氏 名		住 所					
理事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	高尾博文	橋本省吾	後藤四郎	小洞一二三	國分重喜	中津市大字蛸瀬三七〇番地一			
	〃	〃	〃	〃	〃	大字上宮永一一八五番地			
	〃	〃	〃	〃	〃	大字蛸瀬一一八〇番地			
	〃	〃	〃	〃	〃	大字大新田七五九番地六			
	〃	〃	〃	〃	〃	大字永添三三二番地			

塚原②	梶木②	内徳野③	中村⑥
由布市 湯布院 町塚原	由布市 湯布院 町川西	由布市 湯布院 町川西	由布市 庄内町 阿蘇野
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

役名	氏名	住 所
西野信義	西野信義	大字下宮永二三〇番地二
末吉正美	末吉正美	大字湯屋一八番地七
岩崎邦夫	岩崎邦夫	沖代町一丁目一番四七号
上野孔通	上野孔通	大字東浜二九八番地
中崎治市	中崎治市	大字上池永六〇二番地三
梶田忠	梶田忠	大字高瀬一〇一八番地三
高橋洋一	高橋洋一	大字一ツ松九〇番地二
細田春義	細田春義	大字大塚三三番地一
稲月智昭	稲月智昭	大字高瀬六一二番地一
理事	國分重喜	中津市大字蛸瀬三七〇番地一
	細田春義	大字大塚三三番地一
	小洞一二三	大字上宮永一一八五番地
	田中陽一	大字下宮永八三三番地
	恩塚芳春	沖代町二丁目四番四一号
	自見聖一	大字東浜五九七番地
	橋本省吾	大字大新田七五九番地六
	末吉正美	大字湯屋一八番地七
	梶田忠	大字高瀬一〇一八番地三
	高尾博文	大字永添三二番地
	中崎治市	大字上池永六〇二番地三
監事	高橋洋一	大字一ツ松九〇番地二
	稲月智昭	大字高瀬六一二番地一
	岡雅一	大字中殿五八一番地一〇

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和五年十一月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字竹田字上深三百九十五番一ほか四筆並びに三百九十五番一ほか三筆の各地先里道及び三百九十五番一地先水路並びに字柳ノ本六百四十番一ほか二十筆並びに六百四十番一ほか三筆の各地先里道及び六百四十七番五ほか二筆の各地先水路並びに若宮町六百三十八番一地先水路

二 開発区域の面積

六千七百十七・一八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

日田市大字竹田三百九十五番地の一

医療法人利光会

理事長 五反田 利幸

四 完了検査年月日

令和五年十月二十三日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年十一月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

大分県庁舎本館及び新館で使用する電気

二 競争入札の参加者資格

- 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
  - 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴

力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する日の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和五年十一月二十九日から同年十二月十三日までとする。なお、申請者が期日以降

に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格審査の申請（令和六年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

インターネットによる入手  
大分県ホームページ  
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年十一月十日

一 調達をする物品等の種類

竹田総合庁舎ほか十九庁舎で使用する電気

大分県知事 佐藤 樹一郎

二 競争入札の参加者資格

- 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
    - (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
    - (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
    - (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
    - (四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
    - (五) 国税又は大分県税を滞納している者
    - (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する日の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
  - 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
    - (一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
    - (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模
- (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
  - (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
  - (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
  - (五) その他知事が必要と認める事項
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- 1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 〇九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和五年十一月二十九日から同年十二月十三日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

4 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格審査の申請（令和六年七月に申請受付）により行うものとする。

5 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

インターネットによる入手  
大分県ホームページ  
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。



地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年十一月十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類  
宇佐総合庁舎ほか七庁舎で使用する電気

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する日の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）  
(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

(1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）  
(2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）  
(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）  
(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和五年十一月二十九日から同年十二月十三日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格審査の申請（令和六年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

インターネットによる入手

大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。  
(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合  
(三) 資格審査の申請書(変更届を含む。)及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
令和五年十一月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 調達をする物品等の種類

二 豊学園ほか八庁舎で使用する電気

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被佐保人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の属する日の前月の末日(以下「基準日」という。)において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の

全部又は一部を承継した者を除く。)

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数(基準日の前日までの営業年数をいう。)

(二) 営業実績(申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度(当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度)(以下「基準年度」という。))の販売実績や契約実績をいう。)

(三) 経営規模

(1) 従業員数(基準日における営業に従事する者の数をいう。)

(2) 自己資本額(基準年度の決算における自己資本金の額をいう。)

(四) 経営比率(基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。)

(五) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六五

3 申請の時期

令和五年十一月二十九日から同年十二月十三日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格審査の申請(令和六年七月に申請受付)により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

インターネットによる入手

大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合
- (三) 資格審査の申請書（変更届を含む。）及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年11月10日

大分県知事 佐藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量  
大分県庁舎本館及び新館で使用する電気5,149,819キロワットアワー
- (2) 使用期間  
令和6年3月1日から令和7年2月28日まで
- (3) 需要場所  
大分市大手町3丁目1番1号

2 大分県物品等電子入札システムの利用

この調達については、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるものほか大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。
  - (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
  - (5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。  
 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。  
 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
 イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
 ウ 暴力団員が役員となっている事業者  
 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者  
 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者  
 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者  
 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者  
 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 4 競争入札参加資格に関する事項
- 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。
- (1) 申請の時期  
令和5年11月29日（水）から12月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。



<p>(2) 申請書類の入手場所 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約条項を示す方法及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年12月22日(金)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>6 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間 物品等電子入札システムにより入札参加申請を、令和5年11月29日(水)午前9時から同年12月13日(水)午後5時までに行うこと。 なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書(運用基準様式第5号)」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和5年12月13日(水)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により次の提出先に提出すること。 提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班(県庁舎本館2階) 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加の承認を受けた日から令和5年12月21日(木)午後5時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班(県庁舎本館2階) (2) 提出期限 令和5年12月21日(木)午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和5年12月22日(金)午前11時</p> <p>11 再度入札</p>	<p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班</p>
---	--

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
電話 097-506-2963

18 その他

- (1) この調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

19 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased  
Approx.5,149,819 kwh of electricity, to be used in Oita Prefectural Government's Main Building and New Building
- (2) Implementation Period  
March 1st, 2024–February 28th,2025
- (3) Place of Delivery  
Oita Prefectural Government's Main Building and New Building
- (4) Bidding Deadline  
5:00 p.m. December 21th, 2023
- (5) Inquiries  
Buildings Management Section  
Property Management Division  
Accounting Bureau  
3-1-1 Ohte-machi, Oita City 870-8501  
TEL (097) 506-2963

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年11月10日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量  
竹田総合庁舎ほか19庁舎で使用する電気2,829,382キロワットアワー
- (2) 使用期間  
令和6年3月1日から令和7年2月28日まで

(3) 需要場所

竹田市大字竹田字山手1501-2（ほか19所在地）

2 大分県物品等電子入札システムの利用

- (1) この調達については、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）による。なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (5) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請のを行った者であること。
- (6) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会連念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ

<p>れる関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>4 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所にて提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和5年11月29日(水)から12月13日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL <a href="https://www.pref.oitajp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oitajp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約条項を示す方法及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年12月22日(金)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>6 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>物品等電子入札システムにより入札参加申請を、令和5年11月29日(水)午前9時から同年12月13日(水)午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書(運用基準様式第5号)」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和5年12月13日(水)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により次の提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班(県庁舎本館2階) 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p>	<p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加の承認を受けた日から令和5年12月21日(木)午後5時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班(県庁舎本館2階)</p> <p>(2) 提出期限 令和5年12月21日(木)午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和5年12月22日(金)午後1時</p> <p>11 再度入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入札期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p>
--	---



16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がなくとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。

17 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課宁舎管理班  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
電話 097-506-2963

18 その他

- (1) この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

19 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased  
Approx.2,829,382 kwh of electricity, to be used in Taketa Region  
General Office, 19 other Buildings
- (2) Implementation Period  
March 1st, 2024-February 28th,2025
- (3) Place of Delivery  
Taketa Region General Office, 19 other Buildings
- (4) Bidding Deadline  
5:00 p.m. December 21th, 2023
- (5) Inquiries  
Buildings Management Section  
Property Management Division  
Accounting Bureau  
3-1-1 Ohte-machi, Oita City 870-8501  
TEL (097) 506-2963

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年11月10日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

宇佐総合庁舎ほか7庁舎で使用する電気1,757,103キロワットアワー

(2) 使用期間

令和6年3月1日から令和7年2月28日まで

(3) 需要場所

宇佐市大字法鏡寺235-1ほか7所在地

2 大分県物品等電子入札システムの利用

この調達については、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。
  - (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
  - (5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。



<p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>4 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和5年11月29日（水）から12月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約条項を示す方法及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年12月22日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>6 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p>	<p>7 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>物品等電子入札システムにより入札参加申請を、令和5年11月29日（水）午前9時から同年12月13日（水）午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（運用基準様式第5号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和5年12月13日（水）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2階） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加の承認を受けた日から令和5年12月21日（木）午後5時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班（県庁舎本館2階）</p> <p>(2) 提出期限 令和5年12月21日（木）午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和5年12月22日（金）午後2時</p> <p>11 再度入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に</p>
---	---

<p>掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2963</p> <p>18 その他 (1) この調達には、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。</p> <p>19 Summary (1) Nature and quantity of products to be purchased Approx. 1,757,103 kwh of electricity, to be used in Usa Region General Office, 7 other Buildings (2) Implementation Period March 1st, 2024–February 28th,2025 (3) Place of Delivery</p>	<p>大分県報（公告）</p> <p>Usa Region General Office, 7 other Buildings (4) Bidding Deadline 5:00 p.m. December 21th, 2023 (5) Inquiries Buildings Management Section Property Management Division Accounting Bureau 3-1-1 Ohte-machi, Oira City 870-8501 TEL (097) 506-2963</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和5年11月10日</p> <p>大分県知事 佐 藤 樹 一 郎</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の種類及び予定数量 二豊学園ほか8庁舎で使用する電気2,453,733キロワットアワー (2) 使用期間 令和6年3月1日から令和7年2月28日まで (3) 需要場所 大分市大字端登5ほか8所在地</p> <p>2 大分県物品等電子入札システムの利用 この調達については、大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）による。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。</p>
--	--

<p>(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売却及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</p> <p>4 競争入札参加資格に関する事項</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期</p> <p>令和5年11月29日（水）から12月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手場所</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管理課物品調達班</p>	<p>〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>5 契約条項を示す方法及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年12月22日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。</p> <p>6 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>7 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>物品等電子入札システムにより入札参加申請を、令和5年11月29日（水）午前9時から同年12月13日（水）午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（運用基準様式第5号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和5年12月13日（水）午後5時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により次の提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管理課庁舎管理班（県庁舎本館2階） 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加の承認を受けた日から令和5年12月21日（木）午後5時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合は、入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管理課庁舎管理班（県庁舎本館2階）</p> <p>(2) 提出期限 令和5年12月21日（木）午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和5年12月22日（金）午後3時</p> <p>11 再度入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>免除とする。</p>
---	--

<p>13 契約保証金に関する事項 契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>の契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。</p> <p>19 Summary (1) Nature and quantity of products to be purchased Approx. 2,453,733kwh of electricity, to be used in Oita Prefectural Niho Academy, 8 other Buildings (2) Implementation Period March 1st, 2024–February 28th, 2025 (3) Place of Delivery Oita Prefectural Niho Academy, 8 other Buildings (4) Bidding Deadline 5:00 p.m. December 21th, 2023 (5) Inquiries Buildings Management Section Property Management Division Accounting Bureau 3-1-1 Ohte-machi, Oita City 870-8501 TEL (097) 506-2963</p>
<p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したものの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p>	
<p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。 (3) 再度の入札をしても、落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第8項又は第9項の規定により随意契約を行うものとする。</p>	
<p>17 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2963</p>	
<p>18 その他 (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。 (2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。こ</p>	